

大口町公用車貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民による自主的な公益的活動及び地域活動を支援するため、町が管理する公用車を公務の遂行又は車両の管理に支障がない範囲で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出公用車)

第2条 貸出しを行う公用車（以下「貸出公用車」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 軽トラック車（登録番号 尾張小牧480け94）
- (2) 青色回転灯装備車（登録番号 尾張小牧502は197、尾張小牧480け654、尾張小牧480け98及び尾張小牧480す761）
- (3) 電気自動車e-NV200（登録番号 尾張小牧100せ8108）
- (4) 前各号のほか町長が必要と認める公用車

(貸出対象者等)

第3条 貸出公用車を貸し出す対象は、次のとおりとする。

- (1) 行政区
- (2) 地域自治組織
- (3) 大口町地域安全パトロール協議会
- (4) アダプトプログラム登録団体
- (5) 大口町まちづくり団体
- (6) 大口町NPO登録団体
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの

2 貸出公用車の貸出しは、1団体につき軽トラックは1月につき2回、青色回転灯装備車は1週間につき2回までとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出しできる活動)

第4条 貸出公用車を貸出しすることができる活動は、公益上必要があると認める

活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大口町（以下「町」という。）が主催、共催又は委託する事業に伴う活動
- (2) 環境美化活動
- (3) 防災又は防犯に関する活動
- (4) その他町長が特に必要と認めた活動

2 貸出公用車は、原則として町内及び必要最小限の範囲で町に隣接する区域において使用するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（貸出日及び貸出時間）

第5条 貸出公用車の貸出しをする日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条に定める町の休日（同条第3号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 青色回転灯装備車については、前号のほか大口町の休日を定める条例第1条第3号に掲げる日以外の午後6時から午後9時まで
- (3) 前各号のほか、町の公務の遂行又は車両の管理に支障がない範囲において町長が認める日及び時間

（貸出料等）

第6条 貸出公用車の貸出料は、無料とする。ただし、燃料費相当額の負担を求めることができる。

（使用申請）

第7条 貸出公用車を使用しようとする者（団体の場合は代表者とする。以下「申請者」という。）は、貸出公用車を使用する日の6月前から3日前（土、日、祝日を除く。）までに、公用車貸出申請書（様式第1）により、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 貸出公用車を運転する者の運転免許証の写し
- (2) 青色回転灯装備車については、前号のほかパトロール実施者証の写し

(3) 搭乗者名簿

(4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは公用車貸出許可書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

4 町長は、貸出公用車の使用許可に条件を付することができる。

（許可の取消し）

第8条 町長は、次に掲げるときは、貸出公用車の使用許可を取り消すことができる。

(1) 災害の発生等の緊急かつやむを得ない事由により、貸出公用車を公用に供する必要が生じたとき。

(2) 貸出公用車の貸出し許可を受けた申請者（以下「許可者」という。）がこの要綱又は使用許可の際に付した条件に違反したとき。

(3) 貸出公用車の管理上に支障が出たとき。

(4) 前3号のほか貸出公用車を使用させることが適当でないと町長が認めるとき。

（転貸等の禁止）

第9条 許可者は、貸出公用車を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

（貸出し及び返却）

第10条 貸出公用車の貸出し及び返却は、原則として大口町役場において行うこととする。

2 貸出公用車を2日間以上にわたり使用する場合は、使用する日ごとに、貸出公用車を返却するものとする。ただし、活動の区域が遠方等のため使用する日ごとに返却することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。

3 許可者又は運転者（以下「使用者」という。）は、貸出公用車の使用を終えたときは、当該貸出公用車を清掃したうえで返却するものとする。

（貸出公用車の使用）

第11条 使用者は、貸出公用車を使用するときは、道路交通法その他の法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 使用者は、貸出公用車の使用にあたり、法令の違反等による反則金、科料及び罰金を課されたときは、これを負担するものとする。

3 使用者は、貸出公用車の使用にあたって、善良な管理者の注意をもって貸出公用車の適切な管理に努めなければならない。

(事故の報告)

第12条 使用者は、事故が発生したときは、道路交通法その他の法令に定められた措置を取り、直ちに町長に報告するとともに、速やかに貸出公用車事故報告書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の報告書のほか、貸出公用車に係る加入保険先が必要とする書類その他町が必要とするものを速やかに提出しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、事故等により第三者に損害を与えたときは、町と協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

2 使用者の責により町が損害賠償責任を負った場合は、町は使用者に対して、次に掲げる部分を除く範囲において求償することができる。

(1) 貸出公用車に係る加入保険で補填される部分

(2) 町の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

3 使用者は、故意又は重大な過失により第三者に損害を与え、貸出公用車(設備及び部品を含む。)を損傷し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に復し、又は町に対しその損害を賠償しなければならない。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則(平成26年大口町告示第68号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成29年大口町告示第77号)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日大口町告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年8月24日大口町告示第86号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日大口町告示第69号）

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日大口町告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第44号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

公用車貸出申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号

担当課等の長の承認 担当課長名

大口町公用車貸出に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで			
使用車種	軽トラック車・青色回転灯装備車 (登録番号) その他 (車種 登録番号)			
使用目的				
使用場所 (運行経路)				
運転者	氏名		電話番号	
	住所			

※添付書類 運転者の免許証の写し パトロール実施者証の写し (青色回転灯装備パトロール車)

(裏面誓約書へ)

(裏面)
使用に関する誓約書

大口町公用車貸出に関する要綱(以下「公用車貸出要綱」という。)に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。

- 1 道路交通法その他の関係法令を遵守します。
- 2 万一事故等で第三者又は貸出公用車に損害を与えた場合、その賠償に要する費用等のうち、大口町が加入している自動車保険で補填されない部分については、すべて使用者の負担とします。ただし、法令及び公用車貸出要綱に反した使用により発生した損害については、すべて使用者の負担とします。
- 3 貸出公用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担とします。
- 4 その他事故等の際し、大口町に一切の迷惑及び損害をかけません。
- 5 上記のほか、公用車貸出要綱を遵守し、かつ、町の指示に従い使用します。

申請者

団体名

氏名 _____

(直筆サイン)

様式第 2 (第 7 条関係)

公用車貸出許可書

年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました貸出公用車につきましては、下記のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から		
	年 月 日 午前・午後 時 分から		
使用車種	軽トラック車・青色回転灯装備車 (登録番号) その他 (車種 登録番号)		
使用目的			
使用場所 (運行経路)			
運転者	氏名		電話番号
	住所		
<p>大口町公用車貸出に関する要綱 (以下「公用車貸出要綱」という。)により、次の条件を付して、公用車を貸し出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法その他の関係法令を遵守してください。 2 貸出公用車の使用前に車両の安全点検を行った上で運転してください。 3 許可内容に変更があるときは、速やかに申し出てください。 4 運転者及び同乗者はボランティア活動保険等の損害保険に加入してください。 5 青色回転灯を点灯して走行できるのは、警察の講習を受け、警察が発行する「パトロール実施者証」を所持している方が同乗している場合に限りです。 6 災害等その他の事情により、貸出公用車を公用に供する必要があるときは、許可を取り消すことがあります。 7 使用中給油が必要となった場合は、使用者が負担してください。 8 車内は禁煙です。 9 使用後は、車内の清掃をし、速やかに返却してください。 10 返却時、自動車運転日誌を記載してください。 11 事故が発生したときは、直ちに事故処理及び町への電話連絡をし、速やかに貸出公用車事故報告書を提出してください。なお、車両の修理については、町の指定する工場で行っていただきます。 12 万一事故等により貸出公用車を損傷し、又は他人に損害を与えた場合は、大口町が加入している自動車保険で補填される部分を除いて、すべて使用者等の負担とします。また、法令及び公用車貸出要綱に反した使用により発生した損害については、すべて使用者の負担とします。 13 上記のほか、公用車貸出要綱を遵守し、かつ、町の指示に従い使用してください。 			

様式第3 (第12条関係)

貸出公用車事故報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者 団体名

代表者 住所

氏名

電話番号


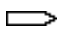
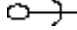

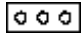


大口町公用車貸出に関する要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

使用目的					
使用車種	軽トラック車・青色回転灯装備車 (登録番号) その他 (車種 登録番号)				
事故発生日時	年 月 日 時 分 (天候)				
事故発生場所					
運転者住所・氏名					
届出番号					
警察届出	警察署		交番 担当者氏名		
事故の概要					
道路の状況					
直線曲線の別		路面の種類		路面の状況	
直線 曲線					
当該自動車	損害程度	車両			
		人身			
相手方自動車	住所	氏名		免許種類	番号
		年 月 日生 (歳)			
	登録番号	車名		型式・年式	
	損害程度	車両			
	人身				
事故の処置					
原因					

事故現場図

事故現場図面作成上の注意事項

- ① 事故現場図は事故の状況が把握できるよう詳しく記入のこと。
 - ② 各当事者の車両の進行方向（→）を記入のこと
- 下記により表示してください。

自車		相手者		自転車、オートバイ			
人		信号		一時停止		徐行	

備考